

あっせんの申立て事案の概要とその結果（平成 29 年度第 1 四半期）
外貨建・仕組預金関係

一般社団法人全国銀行協会

事案番号	28年度(あ)第17号
申立ての概要	正当な理由なく払戻しに応じない外貨預金の払戻し要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ B銀行に預け入れている当社名義の外貨預金について、払戻しを求める。 ・ B銀行は、当社の保証を行っていたC社が清算手続に入っていること等を理由に本件預金の払戻しを拒否している。 ・ しかし、C社は本件預金に何ら権利を有していないのであるから、B銀行の主張には法的根拠はない。したがって、本件預金の払戻しに応じるべきである。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・ A社は取引上売掛債権の回収ができなくなったことから、保証人であるC社が自社の預金を提供し、当該預金とA社の当行に対する債務とを相殺した経緯がある。よって、その後生じたA社の預金債権である本件預金については、C社からの本件預金への権利請求を行わないこと等の条件が充足されない限り、払戻しに応じるべきでない旨の意見書を当行顧問弁護士から取得していることから、A社からの払戻請求に応じることはできない。
あっせん手続の結果	<p>【申立受理→特別調停案の提示→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 28 年 11 月 15 日及び平成 29 年 1 月 12 日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・ あっせん委員会は、B銀行に対して、本件預金の払戻しを拒否ないし留保し得る法的根拠がないことを指摘した。 ・ この指摘に対してB銀行から譲歩の姿勢が十分に示されなかったことから、あっせん委員会は、B銀行がA社に本件預金を払い戻すというあっせん案を提示するとともに、A社が受諾し、B銀行がこれを受諾しない場合は特別調停案を提示する用意がある旨を説明した。 ・ その結果、A社はあっせん案を受諾したが、B銀行があっせん案を受諾しなかったことから、A社とB銀行に対して特別調停案を提示した。その後、A社とB銀行の双方が特別調停案を受諾したことから、あっせん成立となった。 ・ 平成 29 年6月 27 日付けで和解契約書を締結した。

(注)紛争事案の概要は、銀行のお客さまにあっせん委員会の活動や役割をご理解いただくこと、また加入銀行において同種の紛争事案の再発防止や未然防止に役立てることを目的として掲載しています。

掲載に当たっては、当事者のプライバシー等に配慮したうえで、できる限り一般的・原則的な用語や表現に置き換えるなどの工夫をしています。

また、「あっせん手続の結果」は、あっせん委員会が個々の事案における取引経過や背景等を考慮したうえで判断したものであり、契約類型として類似した事案であっても、同様の判断となるものではないことにご留意ください。

事案番号	28年度(あ)第158号
申立ての概要	説明不十分で購入させられた仕組預金の元本割れ相当額の損失補てん要求
申立人の属性	個人(30歳台)
申立人(Aさん)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ B銀行で購入した仕組預金の元本割れ相当額の損失の補てんを求める。 ・ 本件商品は、満期日の為替相場が、予め設定していたレートよりも円高になると外貨償還され、円安であると円で償還されるものである。 ・ 本件商品購入後、自分が伝えていた設定レートと異なる不利なレートが設定されており、その結果、自分想定していたレートより円安のレートで外貨償還された。 ・ その後、為替相場をみて円安になる動向を見極め、為替差損が生じないレートで円転することを検討していたが、B銀行から、「今後円安にすすむことはない」との誤った説明に従って、円転したため為替差損が生じてしまった。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・ Aさんが主張する、設定レートの相違については契約締結時に、Aさんの確認を得ているものである。 ・ 外貨償還時以降の為替相場の動向については、当行担当者はあくまで当行としての経済動向の見通し、為替相場の予想レンジを投資参考情報として伝えているにすぎないものであり、問題はなかったものと判断している。
あっせん手続の結果	<p>【申立受理→あっせん打ち切り】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ あっせん委員会は、Aさんの申立てを「適格性あり」として受理し、平成29年6月12日、AさんとB銀行から事情聴取を行った。 ・ あっせん委員会は、本件紛争の主な争点である本件商品に関する説明内容について当事者双方の主張に隔たりが大きく、当事者間に和解が成立する見込みがないことから、あっせん手続を打ち切った。

以上